

グローバリゼーション下の福祉国家における 文化アイデンティティとエスニシティ －歐州統合とフィンランド福祉国家の事例を中心に－

高橋睦子*

本稿は、欧州統合やフィンランド福祉国家の事例研究を通じて、グローバリゼーションの影響下にある国民国家の揺らぎを福祉国家の新たな問題群として考察する。前半部では、グローバリゼーションに関する社会科学的な議論について検討し、歐州連合（EU）における市民概念の展開を具体的な事例として、国民国家の存在意義と市民概念の揺らぎについて議論する。後半部では、グローバリゼーション下のフィンランド福祉国家におけるエスニシティと文化アイデンティティに関する問題群について、フィンランド福祉国家と優性保護・強制不妊政策の関係、フィンランドの人口移動と外国人政策、フィンランドのエスニック・グループといった事例を通じて討議する。本稿でとりあげるフィンランドの文化アイデンティティに関する言説は、フィンランド国民文化の固有性への執着と懷疑を通じて、国民国家主義に対するグローバリゼーションの挑戦を表象する具体事例である。

This article analyzes those questions on cultural identity which contemporary welfare states often face under impacts of globalization by discussing the cases of the European Union and the Finnish welfare state. The first part of this article introduces social scientific discourses on globalization and explores how to make sense of nation states and citizenship by examining the concept of citizenship developed by the European Union. The latter part focuses on the ethnicity and cultural identity in Finland under globalization and European integration. Issues on ethnicity in Finland will be discussed by drawing special attention to a series of Finnish discourses on national language(s), official bilingualism, ethnic minorities, immigrants and eugenic hygiene in relation to the cultural formation of the Finnish welfare state.

はじめに

本稿は、グローバリゼーションの影響下にある国民国家の揺らぎを福祉国家の新たな問題群としてとらえ、欧州統合やフィンランド福祉国家の事例研究を通じて、従来から国民国家を自明の基盤としがちであった福祉国家の存在意義、限界および可能性について考察する。まず前半部では、グローバリゼーションに関する社会科学的な議論について検討し、歐州連合（EU）における市民概念の展開を具体的な事例としてとりあげ、国民国家の存在意義と市民概念の揺らぎについて議論する。グローバリゼーションは、時間と空間の双方に生じる変遷と共有としてトランスナショナルな社会現象群に表象される。しかし、グローバリゼーションは、コスモポリタン的な文化への支持にとどまらず、同時に、越境文化によって時間と空間が共有されようとしていることへの反発もある。国民国家とグローバリゼーションとが共存する現代世界では、市民概念は国籍に束縛される国民概念にはもはや限定されず、市民社会に関する議論も一段と複雑化する。さらに、こうした市民概念の多様化は、社会的な差異・不平等や文化アイデンティティについての議論にも深く関連する。本稿においても、文化アイデンティティの多層性についての理解を深めるべく、エスニシティ、ジェンダー、社会階級といった諸概念をグループのみならず個人レベルでの意味付けから再検討する。

*高橋睦子：宮崎国際大学比較文化学部比較文化学科 〒889-1605 宮崎県宮崎郡清武町加納 1405
Tel: 0985-85-5931, Fax: 0985-84-3396, e-mail: mtakahas@miyazaki-mic.ac.jp

後半部では、グローバリゼーション下のフィンランド福祉国家におけるエスニシティと文化アイデンティティに関する問題群について、フィンランド福祉国家と優性保護・強制不妊政策の関係、フィンランドの人口移動と外国人政策、フィンランドのエスニック・グループといった事例を通じて討議する。この事例研究は、フィンランド社会におけるグローバリゼーションの意味についての理解を深めることを主眼とする。フィンランドの場合、フィンランド語が国民国家と国民文化を結びつける文化的シンボルとして国家統合に重要な役割を果してきた。また、フィンランド語が印欧言語グループに属さないことも、文化的特殊性・固有性を主張するフィンランド文化論に長らく論拠を提供してきた。さらに、歐州の東西の狭間という地理的位置や人口構造のために、フィンランドの労働市場では外国人労働力への需要も低いものにとどまり、フィンランド国籍を有さないフィンランド在住者は 80 年代末まで 1 万人弱とごく少数にとどまってきた。総人口 510 万余りのフィンランドではエスニック・マイノリティも社会的存在感が希薄であり、フィンランド社会の日常生活レベルでは異文化との遭遇は限られてきた。しかし、90 年代に入りフィンランドの市民生活をとりまく社会環境は、歐州統合をはじめとする内外のさまざまな変化に直面している。こうした状況下で、フィンランド文化論は、フィンランド社会の内なる国際化の進行に対して国民国家の存在意義の相対的な低下を懸念する国民国家主義論を代弁しがちである。この意味で、本稿でとりあげるフィンランドの文化アイデンティティに関する言説は、フィンランド国民文化の固有性への執着と懷疑を通じて、国民国家主義に対するグローバリゼーションの挑戦を表象する具体事例である。

グローバリゼーション

今や「グローバリゼーション」は社会科学の諸分野で頻繁に議論される概念であり、さまざまな定義付けがすでに行なわれている。経済学や経営学では、グローバリゼーションはボーダーレス・エコノミーの展開とともに経済資本や生産・経営体制の流動化や国際化に関する研究において早くから議論されてきており、国際政治経済の研究分野ではグローバリゼーションはさらにヨーロッパやアジア・太平洋等の世界の主要経済圏における地域化（リージョナリゼーション）との関連で研究が進められている⁽¹⁾。さらに、グローバリゼーションは、単に経済資本の越境、企業活動・経営戦略の国際化、地域化の経済的・政治的なインパクトの研究にとどまらず、より広範な社会学者の関心を惹き付けている。グローバリゼーションを世界が単一の社会として現象すること (world as a single society) と理解するならば、グローバリゼーションのトランスナショナル（越境的）な現象について、世界的枠組みでの政治経済構造での貧富の偏った集積、交通形態の急速な発達、メディアの発達といった特徴を指摘できる(井上 1997, p. 74 参照)。

A. ギデンスは、グローバリゼーションについて、「グローバリゼーションは第一義的にも単なる経済現象ではなく、”世界システム”的の出現とも同一視すべきでない。グローバリゼーションは実際に空間と時間の変遷に係わっている。私は、これを遠隔における作用⁽²⁾と定義付け、このような作用が近年重厚化していることと、瞬時のグローバルなコミュニケーションや大量輸送の手段が実現していることとの関連性を見い出す」と指摘している (Giddens 1994, p. 4)。グローバリゼーションは、大がかりなシステムの創出だけでなく、個人をも含めた地域に

おける社会体験の文脈の変遷にも係わり、私たちの日常の諸活動は、世界の他の地域で起こる出来事から一層の影響を受けている (*ibid.*, p. 5)。グローバリゼーションは、単純なプロセスではなく、種々のプロセスの複雑な混合で、しばしば相矛盾して作用し、紛争、非整合性や新しい形の階層を引き起す。したがって、たとえば、地域のナショナリズムの復興や地域アイデンティティの強調は、こうした動きに対立するグローバリゼーションの影響に直接結びついている (*ibid.*, p. 5)。

このようなギデンスの指摘は、グローバリゼーションと国民国家の間の緊張関係とジレンマを理解する上で重要な示唆を与えている。情報・輸送技術の進歩により社会のさまざまなレベルでの交流が進むにつれ、国家の枠組みの相対化やナショナリズムの脱神話化とともに多文化主義が一層脚光を浴び得る反面、交流の増加から軋轢や新たな不平等をも生じるという相反する動きが同時進行する。情報・輸送における技術革新そのものが、市場利益を抜きにしては語ることはできず、技術へのアクセスそのものも一定の経済力を前提にしている。この意味で、情報・輸送技術は、社会的に中立ではありえず、ここにも社会的不平等の拡大の原因が隠されている。進んだ情報ネットワークによって国境を軽々と飛び越えることのできるコスモポリタンたちと、そうした情報アクセスに事欠く者とでは、同じ社会にいながら情報量や世界観にも大きな隔たりや差異が生じ新たな意見対立や軋轢の原因になり得るということも、グローバリゼーションのもたらす不均衡な結果の一つである。

空間と時間の変遷という観点からしても、グローバリゼーションは、一社会全体に均等に生じるのではなく、経済社会の多様なレベルにおいてジェンダー・エスニシティ関係や社会階層関係などの社会・権力関係を投影させながら時間差をともない複雑に屈折し拡がっていくと考えられる。国民国家の枠組みに基く社会統合・同化の運動をナショナリズムと理解するならば、グローバリゼーションは脱統合の運動であり、トランクナショナルな諸現象によって国民国家が形成してきた既存の秩序を揺さぶる動きである。国家がその政治的パワーによる空間領域の占有を維持するには、ハバーマス的な生活世界つまり日常的共同生活としての社会において、構成メンバー間の社会的共属性感情を持続させることが必要であった（井上 1997, p. 72）。ネーションステート概念のもとで、「国民国家は国民（民族）意識の形成・維持・発展の形をとりながら、生活共同体であり民族共同体であり政治的な国民共同体であることをめざし」、「国民国家は国民社会なのである」 (*ibid.*)。グローバリゼーションの諸現象は、こうした国民国家＝国民社会という設定への現代世界からの異議申立てでもある。国民国家中心の社会統合に反する脱統合の動きは社会の一部に秩序喪失感をもたらし、ネオ・ナショナリズムや人種差別・外人嫌いといった形での脱統合への懷疑と反発にもつながりかねず、ここにグローバリゼーションのパラドックスがある。

多文化性と文化アイデンティティ

情報・人的交流の増加にともなう軋轢・紛争といえば、ともすれば一社会における外国人グループの存在が連想され、このグループに関する問題群は一般市民とは別個の外国人問題として範疇化されがちである。一つの社会内に複数の文化の共存を歓迎する多文化主義（multiculturalism）という概念は、多数の人種・民族集団をかかえた移民国が国家分裂を回避するための国家統合の理念として、70 年代以降のカナダ、オーストラリアで本格的に政策と

して登場した⁽³⁾。また、多文化主義とならんで、文化的多元主義 (cultural pluralism) という言葉もほぼ同義的に欧米で使用されているが、いずれにせよ、マジョリティの文化をそれ以外の複数の文化との共存によって相対化することは、実際には未達成の規範的スローガンである場合が少なくない⁽⁴⁾。

これに対し、グローバリゼーション・ディスコースがとらえようとしているのは、単に一国一社会内での多文化主義・文化的多元主義への対応にとどまらず、世界規模で国家統合がどのように揺らぎ試されているかという点である。グローバリゼーションなくしては、複数文化の共存が今日ほど各國で政策や運動として論議されることもないであろう。ただ、多文化主義が、國家の政策として議論されるかあるいはマイノリティ運動として議論されるかという文脈の違いは看過されてはならない（梶田 *ibid.*, p. 73）。ここで混乱を避けるにはグローバルとユニバーサルの区別も重要であり、グローバリゼーションを語ることは、多文化主義や文化的多元主義について普遍性を追及することではない。

多文化主義・文化的多元主義とエスニシティに関する議論では、ある共通の文化を共有するという連帯感に基づくエスニック・グループが中心となりがちである（マーハ 1992, p. 149）。エスニック・グループの視点からすれば、エスニシティ関係は、マイノリティ・グループとマジョリティ・グループ間の問題として理解されることが少なくなく、個人はいずれかのエスニック集団に帰属するという理解が自明視されがちである。ジョン・C・マーハが適切に指摘しているように、マイノリティとは、主に「エリート集団でない」「他集団の支配下にある」ということを意味する（*ibid.*, p. 147）。しかし、個人のアイデンティの多面性との関連では、多文化主義とエスニシティへのグローバリゼーションの影響について、視点をグループに固定せず個人レベルからも検討することが必要である。多文化主義はしばしば多言語主義との関連でも議論されてきたが、ここでも個人にとっての言語状況よりはむしろ言語グループ間の関係に関心が向けられがちである。「個人はその個人に特有の方法で言葉を遣う」という言語学に伝統的な考え方（*ibid.*, p. 150）は、実際の個人の言語生活をよりよく理解する上では有効であるにかかわらず、グループ単位の議論では看過されがちでもある。「一人の人間のアイデンティティは、多面的な様相から成り立っており、一人の人間が同時に韓国人であり日本人でもあり、クリスチヤンであり、主婦であるということは、とくに矛盾することではなく、自然なことである」（*ibid.*）。

個人の文化アイデンティティは、エスニシティのみならずジェンダーや社会階級といった個人の社会的属性の複合として形成される。A. ブラーによれば、「アイデンティティは、固い芯ではない。他方、変化する複数のアイデンティティは、万華鏡のように、歴史的・社会的状況の特別な組み合わせに対抗して、特定で具体的なパターンを確認する。わたしたちの文化アイデンティティは同時に過程におけるわたしたちの文化であるが、一定の文脈において特定の意味を獲得する。人種主義のような社会現象は、『差異』を固定し自然なものにしグループ間に非動的な境界を造ろうとする」⁽⁵⁾。

個人の文化アイデンティティも、グローバリゼーションによる脱構築の作用下におかれ、国民国家のナショナル・アイデンティティと同様、揺らぎを避けられない。この揺らぎの感じ方や受け止め方には個人差があり、個人によって異なるグローバリゼーションへの反応がさらに新たな揺らぎを生み出すであろう。グローバリゼーションのネガティブな作用として、情報

量・人的移動の増加による新たな文化摩擦や外国人嫌いがありうることはすでに言及した。多面的な文化アイデンティティの揺らぎへの対処も個人によって多様である。個人が自らの文化アイデンティティに変化を受け入れるか拒絶するかは、文化アイデンティティそのものが変化するかしないかではなく、個人が自らの文化アイデンティティの性質を特定の社会・文化的文脈においてどのように理解するかという解釈学的な問題と深くかかわっている。

EU 欧州連合は、グローバリゼーションに地域化（リージョナリゼーション）でもって対応しようとして、福祉政策についても他の経済・金融・文化政策等とともにヨーロッパの福祉政策が語られつつある¹⁶⁾。一方、EU そのものは現時点では加盟はあくまで国家単位であるが、通貨統合と元共産圏諸国の暫時吸収によって EU 統合が進めば、行政の中心はもはや中央政府としての国ではなく市民生活の場である地域コミュニティに最も近い自治体に移されることになる。たとえば、フィンランドでは、EU 統合への適応として（難民を除く）外国国籍者の居住権についての公の決定権限は中央官庁（内務省）から地域レベル（居住コミュニティを管轄する警察）へと移され、また、福祉行政の中心は 90 年代の行政改革を経て自治体が一層重要な役割を担うようになった¹⁷⁾。ヨーロッパ中心主義的なエリート EU 官僚が描く未来のヨーロッパは、EU の枠組み内での国民国家の静かな融合と総合的なヨーロッパ・アイデンティティの確立の如何に依っていると考えられる。ただし、EU 組織に属さない非エリートのヨーロッパ市民が EU エリート官僚たちと同じヨーロッパ観を共有するかどうかは別問題であり、特定の問題について国別に民衆の意見を問う国民投票は、国別の民主主義と EU 官僚主導型の EU 統合との調整の難しさを浮き彫りにする一例である。

一個人が一言語ないし文化と一对一に対応するという前提からだけでは多文化主義について語り尽くすことはできない。さらに、「個人のなかには、複数の言語を駆使しコスモポリタンな価値観をもった『国際人』もすくなくない」（梶田 1996, p. 98）という点についても議論の余地がある。梶田孝道は、このような国際派エリートたちと、自国語しか話せず自文化に閉じこもる傾向の強い「民衆」との違いが EU 統合のプロセスでは顕著に表われているとし（ibid.）、エリートに反対して「ポピュリズム（民衆主義）」に訴えかける動きが一部では極右政党の活動源となっていると指摘する（ibid., p. 99）。確かに、人的移動の自由化は、フランスやドイツなどの西欧諸国でポピュリズムが外国人労働者問題への民衆の懸念を危機感として政治問題化する上で格好の題材となっている。したがって、エリート主導型の EU 統合プロセスにおいては、一つの新たな市民社会としての統合ヨーロッパにおける市民概念の形成は、ポピュリズムの運動にどのように対処し新たな EU 市民の概念をどこまで浸透させができるかに左右されるであろう。

一方、「エリート」と「民衆」の区分では、EU 統合におけるエリートについて複数のヨーロッパ言語を自在に駆使し国際人・コスモポリタンとみなしことに一般化する見解は必ずしも正確ではない。EU 統合に直接的に関与するエリートとしては、第一義的には、EU 政策に携わる各国の政治家と官僚たちや EU 組織を形成する EU 官僚たちが考えられる。EU の言語政策では、加盟国の公用語の使用権を保障することが主目的とされ、EU 組織内での実際の事務作業は主に英語やフランス語といった共通言語を介して行なわれるが、最終的に関係書類は原則として加盟国の公用語に翻訳されなければならず、EU の活動は膨大な量の翻訳作業を伴っている。また、欧州議会では各加盟国の代表議員は自国の公用語で議論に参加する権利を有する¹⁸⁾。複数言語を駆使

する能力があっても自国の公用語の使用権を主張するために他の言語を意識的に用いない場合も少なくない。たとえば、ドイツのヘルムート・コールのような政治家は、長年にわたりEUの発展過程で重要な役割を担ってきたが、彼はもっぱらドイツ語を話すことでもよく知られている。コールの例はやや極端であるが、逆説的に考えれば、EU統合に直接・間接に関与するエリートたちとは、複数のヨーロッパ言語を自在に駆使しつつ自国の利益を尊重する国粹人であるかもしれない。

さらに、EU統合推進派に対して批判的な立場を探ってきた人々を、自國語しかできない民衆やこれを政治的に利用しようとするポピュリストたちに限定することはできない。現在のEU加盟国においても、複数の言語を駆使しコスモポリタンな価値観をもった文化エリートたち（文化人や知識人）が少なからずEUに対するあからさまな批判を表明している。彼らは、文化的な越境によるナショナリズム批判やエリート主義的なEUへの体制批判を通じてコスモポリタンであろうとする。このため、学歴や文化的素養ではEU推進派エリートと同等または同等以上である文化エリートたちは、コスモポリタンであろうとするがゆえに、ヨーロッパ中心の世界觀に基き経済中心主義的なEU統合のアプローチには懐疑的であり、少なからず反EU運動にも参加してきた。このように、EUに対する批判や反対は、その内容の多様性からすればエリート・非エリート（民衆）という区分からのみでは説明しきれない。実際、歐州諸国では、自國語のほかに複数の言語を習得することは、社会生活上も実用的であり決して高度な教育を受けたエリートたちに限られる希有な現象ではない。しかも、複数の言語を駆使できることが、とりもなおさず世界全体を包みこむような文化的な寛容性としてのコスモポリタンな価値観を推進することは必ずしも言えない。国際性や越境性の視点がヨーロッパ圏内に限定されるのならば、このような世界觀は歐州と「その他」に世界を分け歐州を世界の中心に据えるヨーロセントリズムである。

市民概念の揺らぎ

マジョリティ（多数派）やエリート・グループに属しない国民・市民に係わる問題群をマイノリティ政策や外国人政策としてカテゴリー化することは、これまで各國の福祉国家があくまで国民国家・国民の福祉を基本とする発想に基いて発展してきたこととも対応している。古典的な意味での福祉国家における福祉政策は、中央・地方の法律制度・行政府が国民生活を多岐にわたって支援するための諸政策として各國で展開してきた。ここでは、福祉国家は福祉社会と同義であり、福祉社会という市民社会で市民権を認められる市民とは、国民というカテゴリーに属する人々とみなされる。

伝統的な市民概念は、国民国家の構成員としての個人は国民という名の市民として社会権を得るものとみなし、国籍と市民権の結び付きを自明としてきた（井上 1997, p. 76）。したがって、国籍は他国の国籍のまま帰化することなく定住権を有する人々は、国民である市民と同様の社会生活を過ごしていても国民市民以外の「その他」の人々とされがちである。しかし、人的移動が活発化している今日、社会権の適用対象が拡大されつつあり、国籍上は外国人であっても定住権を獲得することで国籍の同一化を前提としない市民権が発生していることから、国民国家からポスト国民国家への移行も指摘されている（梶田 1996a, p. 49）。たとえば、92年のマーストリッヒト条約は、EU欧州連合の自由通行・居住を促進することで加盟国内の統合を

進めるため、EU 加盟国の国籍を有する者に連合市民権 (citizenship of the Union) を認めている^⑯。さらに、フィンランドなどの例にみられるように、非 EU 国籍の外国人であっても定住権を根拠として福祉国家の社会保障・社会福祉制度を享受することができる。このように市民概念の拡がりによって福祉国家はもはや国民だけに限定されるものではなくなっている。

しかし、市民概念の変化と市民間の格差解消・平等化とは別問題である。市民というカテゴリーはともすれば中立・中性なものと考えられがちであるが、市民概念の裾野が拡がることだけでは、それまでエスニック・ジェンダー関係や社会階層によって維持されてきた差異や不平等は解消されない。近年のフェミニスト批判では、国民や市民を社会的に中立的な概念として扱ってきた従来の福祉国家論が見直され、ジェンダー関係の社会的意義が指摘されている。たとえば、C. ペイトマンは、フェミニズムの視点から社会契約説を批判的に再検討し、ジェンダー・バイアスのために男性と女性とでは同じ社会に生きながらも異なった社会契約を与えられると指摘している (Pateman 1989)。この点について欧洲連合の例で考えれば、欧州市民という新しい市民カテゴリーが造られ移動・居住の自由が促進されたからといって、ジェンダー・バイアスを十分に意識した政策的努力なしには男女不平等は自動的に改善されない。基本的にはこれと同様の理由から、北欧福祉国家の市民概念に内包されたジェンダー・バイアスが、80 年代以降フェミニスト研究者たちによって批判されている^⑰。

さらに、社会的不平等との関連では、ジェンダーだけでなく、エスニシティにも注目する必要がある。福祉国家をエスニシティの視点から見直すことは、福祉国家における市民を国民概念に埋没させることなくその文化アイデンティティをより多角的に捉え直し、国民国家ではなく多文化主義を機軸とした福祉社会の模索についての議論において大きな意義がある。国民国家や一国一文化一国民という考え方には、特定の社会統合を進めたり、国の代表としての政府の責任とイニシアティブによって国民生活保障のための福祉政策を展開する上では有効であった。しかし、また同時に、国民国家は、国家の創設（ネーション・ビルディング）において国民文化を神話化する傾向を有し、国民文化を共有しない「他者」の排除や同化にも貢献してきた。

「国民でない」他者を排除する論理、あるいは「拡大された市民」のカテゴリーの中の差異を看過することは、研究の中立性を隠れ蓑にジェンダー関係において社会的不平等を被りやすい女性の存在そのものやジェンダー・バイアスそのものについての言及を避ける言説と基本的には同質である。他方、フェミニスト批判は、ジェンダー・バイアスの存在やジェンダー関係における社会的不平等についての研究ではすでに実績があるが、ジェンダー関係からの「他者」や「差異」の概念にアプローチすることにも限界がある。非西欧社会出身のフェミニスト研究者の一部からは、西欧中心的なフェミニズム理解に批判や疑問が提起されている^⑱。フェミニズム研究そのものが個々の社会での学問的存在意義を獲得するためには、特定の社会におけるジェンダー関係についての研究が急務であって、個別の社会・文化の枠を超えた思想としてのフェミニズムの普遍性についての議論が手薄になりがちであった。他方、グローバリゼーションの影響下にある現代世界において、グローバル・フェミニズムへの模索は、どこで何を目指して連帯があり得るかという議論によって、フェミニズムを普遍性（ユニバーサル）よりもむしろグローバルなハイブリッドな複合体として理解することが不可欠である (Chon 1995, p. 10)。

西欧・非西欧という区分は一見大まかすぎるが、先進国・非先進国・第三世界といった社会発展の序列はさまざまな経路によって維持・再生産され、社会言説の基礎となる人々の世界観に影響し浸透している。こうした世界観は中立的というよりはむしろ自文化中心的（エスノセントリック）であり、フェミニスト研究者も、個別の社会でのジェンダー・バイアスを批判し問題提起をする一方、常に自らの世界観がもたらす文化バイアスに対して批判的でなければならない。この意味で、グローバリゼーションは、各自の世界観に内包される文化バイアスを積極的に再認識することを促し、フェミニズムについてもよりグローバルな社会文脈での存在意義を再検討する上で有益な枠組みである。ジェンダーという社会的・文化的な差異の一つのカテゴリーを軸に国境を超えた連帯を構築できるかどうか、また、これをどのように理論付けていくかが、グローバル・フェミニズムの展開に大いにかかわっている。

グローバリゼーション下の福祉国家

福祉国家をグローバリゼーションという新たな枠組みから捉え直す作業は、フェミニスト批判、エスニシティ研究あるいは階級問題研究で検討されてきた問題群とその問題意識を受け継ぎながら、複数の社会に共有される多様な社会問題や国境の枠にとらわれない連帯の可能性への視点から、福祉国家と福祉社会の関係を捉え直すことでもある。拡大された市民概念に対応する福祉社会は市民の日常生活の生活世界であり、グローバリゼーションによって生活世界はますますトランスナショナルになっていく。他方、福祉国家は国民国家を創設する政治的なプロジェクトとして発達してきた（Esping-Anderson 1997, p. 2）。グローバリゼーション下の福祉社会と福祉国家の関係の再検討は、単に福祉国家の行政が多様化する社会現象や社会問題にいかに対応するかという問題にとどまらず、グローバルな福祉政策の模索への可能性をも提供する。福祉政策の企画・決定・実施主体を国内の行政とする古典的な理解は見直しが迫られる。また、従来の福祉国家論で明らかにされているように、福祉政策への公（国・自治体等）の関与の程度や政治文化の影響における各国情のばらつきは大きく、福祉国家モデルについて一定の類型や傾向を指摘することはできても、1国（または1地域）の福祉政策の特徴と傾向からそのモデルの普遍性を導き出すことはできない。

福祉国家モデルについての議論は、特定の福祉国家の特徴を他との共通性と差異として抽出しつつ展開されることが多く、また、福祉国家モデルに関する社会言説はしばしば政治イデオロギーの言語表象である。70年代後半から80年前半にかけての日本型福祉社会論では、当時の経済発展に鼓舞されたナショナリズムが福祉に関する社会言説を日本の社会制度の自我自賛へと驅り立て、社会の高齢化に伴う問題群が十分予想されていたにもかかわらず家族ケアという伝統幻想から脱却しきれなかった。経済のグローバリゼーションが日本の経済発展・繁栄に寄与した一方で、国内世論にナショナリズムの素地を与えたとも考えられる⁽¹⁾。この日本福祉社会論には論者によって多少のバリエーションもあるが、日本対歐米（西洋）という対比の図式が基本にある点では一貫している⁽²⁾。

70年代末から今日に至るまで、「福祉国家危機説」は、西欧各国で盛んに議論されてきた⁽³⁾。M. ヒルは、福祉国家危機説の理論的説明として、資本主義社会の不公平と収奪の関係を実質上維持する福祉国家は最終的には社会階級間の調和に限界をきたして危機に瀕するというマルクス主義アプローチや、福祉関係支出は経済にとって非生産的であるばかりか民主主義における

る選挙で選挙民の支持をめぐって過度に支出が伸びる傾向にあり、福祉国家は民主主義の要請のために危機に瀕するというニュー・ライトの見解を指摘している (Hill 1996, pp. 294-296)。G. エスピング・アンダーソンによれば、福祉国家危機説は、福祉国家そのものが市場経済にはそぐわず人々の労働意欲をも阻害するという見解、人口の高齢化問題が増加・深刻化し福祉による対応に限界を指摘する立場、経済のグローバリゼーションによって非効率な政府や競争力の低い経済は維持できなくなるのではないかという懸念といった3種類の危機言説に集約される (Esping-Anderson 1997, p. 2)。

従来の福祉国家危機論では、福祉国家がさまざまな挑戦にどのように対応するかという視点から議論が展開されてきたといえる。福祉国家における福祉政策の主体はあくまで国家や地方の行政府であるという基本的な枠組みや、福祉政策の主体はどうあるべきかという点については、根本的な疑問はほとんど投げかけられなかつた。グローバリゼーションからみた福祉国家の危機とは、福祉国家がこれからも直面すると考えられる経済社会の諸問題にとどまらない。グローバリゼーションは、単に文化的宽容性・国際性を鼓舞するコスマポリタン（地球市民）運動のお祭りではない。むしろ、これまで議論してきたように、グローバリゼーションによって国民国家の枠組みが相対化され福祉国家と福祉社会の間のギャップが拡大し、一国主義的な福祉国家の枠組みだけではグローバリゼーションの表象の場としての福祉社会の変貌に十分に対応しえなくなる状況が生じ得る。グローバリゼーションによって経済社会では競争原理がますます露骨に既存の不平等を拡大することも危惧される一方で、市民社会における市民の概念、社会権の意義あるいは福祉政策の主体といった基本的な問題が再び検討されなければならない。

フィンランド福祉国家とグローバリゼーション

フィンランドの福祉研究では、グローバリゼーションに関する議論はEU統合への適応という文脈で展開されがちで、フィンランド福祉国家と外部世界との関係に関する議論は、外部世界がフィンランド社会へと侵入する過程でフィンランドが何を得て何を喪失するかという視点が主流を占めているといって過言ではない。これは、グローバリゼーションが必ずしもフィンランドで内発的に生じる社会現象としては理解されず、むしろ、ヨーロッパ統合という中欧を主な舞台とする外界での変動に対してフィンランドが福祉政策上いかに反応しているかという議論に焦点が絞られがちであることを意味する。福祉国家が広範な社会保障と福祉サービスを通じて市民生活に深く浸透しているフィンランドでは、福祉国家と福祉社会とはほぼ同義とみなされ、そこで生活する市民は皆よりもなおさずフィンランド人・フィンランド国民と同一視されがちで、この点でフィンランドではエスニック・マイノリティの存在認識が希薄になる傾向が否めない。以下では、フィンランド福祉国家の文化アイデンティティとエスニシティの特徴と展開について、その社会・文化背景を解明しながら議論する。

フィンランドでは、外部世界との接触や人的交流がヨーロッパ中部・南部の諸国に比べて少なく、国内には目立った外国人グループも存在せず、文化的均質性が高いという見解が従来から支配的であった (Grönfors 1992, p. 116)。また、戦後期には福祉国家の発展・充実にともない、市民の生活水準の向上と中流化による生活様式の画一化がさらに進行している。福祉国家の一基盤である「所得再分配」は究極には所得水準の平等化を意味するものもあり、貧困の撲滅に貢献する一方で市民生活の標準化を加速させる要因でもあった。文化論としての均質

性の議論は、文化生活の内容の吟味よりもむしろ生活水準の向上という日常生活での実感・共感を反映している可能性が大きい。

フィンランド社会・文化の均質性の高さに関する論議は、日常・文化生活でフィンランド語の影響力が圧倒的に強いことをも反映しているが、場合によってはフィンランド民族・人種の純血性・優越性などと拡大解釈され国粹主義・自文化中心主義・人種偏見を助長する危険性もはらんでいる。その一方で、フィンランド人論やフィンランドの福祉国家論そのものも、大半がフィンランド語で展開されてきたためその文化的影響力はあくまでフィンランド社会内部にとどまる傾向が強い。

フィンランドへの人口移動の推移とフィンランドの難民政策

過去 150 年間にフィンランドからは 50 万人以上が職を求めて主に北米やスウェーデン方面へと移住した⁽¹⁵⁾。フィンランド国内への移民についてみれば、17 年の独立後フィンランドは、ロシア、イングリ、バルト三国の出身者をロシア革命からの避難民として受け入れ、22 年にはこの数は最高 33,500 人に達した。30 年代にはフィンランドの難民政策は制限的になり、ドイツ・ナチスの迫害に直面したユダヤ人を受け入れなかった。第二次世界大戦後は、敗戦で失われた国土から移住を強いられたカレリア人やその他のフィンランド人合計 40 万人以上について新たに国内居住地をあてがわなければならなかった。

その後状況は安定し 70 年代には少数の難民をチリやベトナムから受け入れたが大きな変化はなく、80 年代にはフィンランドに居住する外国籍者は 2 万人以下にとどまり、フィンランドへの難民申請は年間約 100 件前後であった。難民申請は 90 年に急増し 92 年に 3,600 人とピークを迎えた後、93 年には 2,023 人へと漸減、94 年は 839 人まで急減、96 年は 771 人であった⁽¹⁶⁾。近年フィンランドが受け入れた難民はソマリアやユーゴスラビア出身者の他に、イランやイラクのクルド人も含んでいる。

フィンランドの外国人法(*ulkomaalaislaki*)によれば、難民とは政府枠難民、難民認定を得た者、在住許可を得た配偶者、子供、未成年の兄弟姉妹をいう。出身国に残留した家族は家族再統合の措置によって呼び寄せることができる。フィンランド政府は、86 年より国連難民高等弁務官 (UNHCR) の難民キャンプから毎年 500 人を所定難民枠として受け入れてきた。98 年 3 月時点では、フィンランドは合計約 15,500 人の難民を国内に収容しており、94 年から 97 年にかけて難民申請者平均数は 850 人にまで減少し、申請者の出身国の主な内訳はソマリア、イラク、ロシア、ケニア、前ユーゴスラビアとなっている (UNHCR 1998)。また、難民申請待機センターは、難民待遇の申請者を申請についての審査期間中に一時的に受け入れる場所であり、フィンランド国内 11 か所に設置されている。難民申請者には、フィンランド入国後の健康診断のほか緊急の医療処置など必要なサービスが行われる。子供には予防接種など事前予防的な福祉相談・サービスが実施される。

難民申請者は最初の 3 カ月間は労働が許可されず、生活扶助が支給され、申請者は皆、公の事務処理のために無料の通訳サービスを受ける権利がある。難民申請者の子供は最寄りの学校に通学することができる。難民申請への当局決定が否定的であれば申請者は国外へ退去しなければならず、難民として認定された場合には申請者は難民資格を得る。難民資格または滞在許可を得た者については、居住自治体が決められる。自治体は受け入れた難民から生じる経費に

ついて最初の1年間は国から十分な補償を受けられるよう制度が整っているが、実際には現在455の自治体のうち難民を受け入れているのは約122の自治体にとどまっている。

通常の外国人移住者と難民との根本的な違いは、後者が出身国政府以外の他国政府の保護・支援を必要とする点にあるが、フィンランドではとくに国内の労働市場に大量失業をかかえた90年代前半、難民への人道的支援よりも国内の失業対策の強化を望む声も聞かれた。このような政府支援を享受する難民への嫉妬の声はあくまでポピュリストイックな見解であり、国民の福祉が難民政策よりも優先されるべきであるとするフィンランド国民の一部の本音であるかもしれない。また、とくに地方部の自治体の場合、それまで外国人がほとんど居住していなかったような地域に難民が居住することになれば、地域住民と難民との共存が問題となる。一概に地方に住む外国人が少ないと難民受け入れの成否と直接関連付けることは不適切であるが、難民受け入れ自治体の地域住民と新規参入者のグループとの関係に緊張や衝突が生じたケースもある。難民受け入れの場合、難民が個別ではなくグループとして地域住民の前に出現することも、フィンランド人対非フィンランド人という対比を際だたせ双方の融和を妨げるプレッシャーの発生原因の一つであるかもしれない。

フィンランドの移民・外国人政策

<表1. 国籍別にみたフィンランド在住外国人の主要グループ（1996年7月）>

国籍	人数
ロシア	11,000
エストニア	8,900
スウェーデン	7,100
旧ソ連の旅券で入国した者	5,800
ソマリア	4,300
ユーゴスラビア	2,500
ベトナム	2,100
米国	1,900
ドイツ	1,800
英国	1,700
その他	25,000
合計	72,100

（出典：Taipale et al. 1997, p. 119.）

表1はフィンランド在住の外国人グループについて国籍別に示した統計であるが、外国人というカテゴリーを国家の枠組みからのみとらえている点で文化アイデンティティやエスニシティとは視点のずれがある。フィンランド国籍を持ちつつも非フィンランド文化アイデンティティをも維持している「外国人」はこの表には含まれていない。場合によっては二重国籍もあるがこの点についても表1からは明かにはされない。

フィンランドでは従来は移民といえば主に仕事を求めてフィンランドから他国への移住したフィンランド生まれのフィンランド人を指した。しかし、80年代以降からは、フィンランド国内から国外への流出よりもむしろ国外からフィンランド本国への帰国者に一層の社会的関心が寄せられるようになり、移民に対する視点にも変化が生じている(Häikiö 1993a)。帰国者のう

ち、昨今、1年間に約1万～1万5千人がフィンランドに移住しているインケリ人たちは旧ソ連領からの帰国移住者という公式の特別枠を享受している例である。

インケリ人の起源については、17世紀にスウェーデン王国（フィンランドを含む）が現在のサンクト・ペテルブルグ市南東部郊外とエストニア共和国との中間に位置するインケリ地方（Inkerinmaa）を勢力下におさめたのを機に、主にフィンランド東部サヴォ（Savo）地方からインケリへ移住したフィンランド人たちとみなす見解が今日のフィンランドでは通説である（Häikiö 1993b）。フィンランド政府が旧ソ連領在住のフィンランド系住民について90年春に設置した帰国移住者（maahanmuuttaja）という移民政策上の特別枠はインケリ人をも対象にしているが、こうした通説的な文化アイデンティティ解釈に基いているものもある。しかし、フィンランドからインケリへの移民が実際に本格化したのは17世紀ではなくむしろ19世紀のロシア時代以降であり、また、旧ソ連時代のソビエト化政策の影響もあって、現代のインケリ人の大半は第1言語をロシア語としているのが実情である（Häikiö 1993b）。したがって、上述の通説のようにフィンランド文化を本国のフィンランド人と分かち合うグループとしてのインケリ人のイメージと、旧ソ連領から今日フィンランドに帰国移住者として移住してくるインケリ人たちとの間には明らかにギャップがある。

インケリ人の文化アイデンティティに関してフィンランドで一般に支持されている通説は、明らかに歴史的事実を部分的に無視することでのみ成り立つ通俗的な解釈である。しかし、90年の帰国移住者枠の設置が実現した背景としては、80年代末にフィンランドの労働市場が好況のために労働力不足に直面しつつあった点が政策的動機として見逃せない。80年代末に国外からの労働力受容の必要性に迫られつつも、フィンランド政府は外国人労働者を無差別に受け入れることは避け、帰国移住者という特別枠によってフィンランド人に文化的に近いグループを移民・外国人政策上の選択肢として優先したともいえる。実際には90年代前半の経済不況と大量失業のために、フィンランドの労働市場では国外からの労働力受容・流入のプレッシャーは消失し、帰国移住者特別枠も労働政策上の意義をほとんど喪失しているといって過言でない。しかし、超歴史的で通説的な文化アイデンティティ解釈の根源にあるのは、フィンランド社会で支持され再生産されているフィンランド文化やフィンランド文化アイデンティティに関する包括的理解であり、以下ではこの点について考察する。

フィンランドにおける言語と文化アイデンティティ

フィンランドでは第一公用語のフィンランド語の文化的影響力が圧倒的に強く、第二公用語としてのスウェーデン語は歴史的な経緯から法律上フィンランド語と対等の地位を得ているが、これら二つの公用語以外の言語グループはまさに少数派にすぎないという言語状況がある。二つの公用語によるバイリンガリズムは制度上達成されているが、それ以外の文化的少数民族に対する配慮としての多文化主義については近年まで社会的関心は希薄であった。むしろ、フィンランド語が印欧言語の系列には属さないことも、フィンランドの国民文化の独自性や孤立性についての国粹主義的な言説を支えている。歴史的にもフィンランドの国民文化アイデンティティの形成期には、一国一言語一文化という考え方からフィンランド語の文化的な独自性（あるいは、フィンランド文化やフィンランド人の特殊性）が強調され、法律・行政における統治言語としてのスウェーデン語に対抗する脱植民地化の文化的シンボルの模索において、日

常言語としてのフィンランド語がカレヴァラ編纂による文献化・活字化を通じて国民文化の原点をなす文化言語として位置付けられた。国民文化の構築運動は、文化言語としてのフィンランド語の再発見にとどまらず、20 年代から 30 年代にかけて姓名のフィンランド語化運動にも指摘される。

＜表 2：フィンランドにおける憲法上の言語の位置付け＞

フィンランドの公用語はフィンランド語とスウェーデン語である。

フィンランド語またはスウェーデン語のいずれかによって司法その他の公的な事項について第一言語を用いかつ第一言語で記録文書を受け取る権利は、すべての者に保証される。同様の根拠から、政府は、フィンランド語およびスウェーデン語を第一言語とする者の文化的社会的ニードについて配慮しなければならない。

サーメ人およびジプシーその他のグループは、自らの言語や文化を維持し発展させる権利を有する。サーメ人が公用でサーメ語を使用する権利は法律によって定められる。

手話を使用する者および障害のために通訳・翻訳補助を必要とする者の権利は、法律で保証される。
(*Suomen hallitusmuoto* 統治組織法第 14 条)

出典：*Suomen laki*.

デキキス（1994, p. 64）は、フィンランドの言語・文化政策の歴史において特筆すべき点の一つとして、フィンランド人は、スウェーデン語を話す人々にフィンランド語を話すことを強制しなかったことを指摘している。確かに、フィンランドのバイリンガリズムとは、二つの公用語のいずれかで社会生活を営む権利を市民に保障するものであるが、実際には、このようなスウェーデン語とフィンランド語による人口の二分化は、エスニシティを過度に単純化する点で誤解を招きやすい。実際には、スウェーデン語を話すフィンランド人の大多数はスウェーデン語と同時にフィンランド語をも自由に駆使するバイリンガルである。したがって、スウェーデン語を第一言語とする人々とは、バイリンガルなフィンランド人でありながら意図的にスウェーデン語を第一言語として人口統計上登録した人々である。この意味で、フィンランド語とスウェーデン語の二重言語性はフィンランド人としてのエスニック・アイデンティティと相反せず共存している。

このような二つの公用語による二重言語性は、先に述べたように 19 世紀中葉以来の国民文化の探求がフィンランド語の文化的独自性を軸としたことからすれば、一見すれば矛盾と屈折を示唆している。19 世紀後半から 20 世紀初めにかけて「一国一文化一言語」主義的な国民文化論がフィンランドの知識人・学者たちを魅了した一方、彼ら自身は大学でスウェーデン語によって教育を受けた文化エリートでもあった。スウェーデン語は、スウェーデン王国時代から行政・税制・教会の諸事務での公用語として用いられていたが、国民文化の主役は、農業に従事し事務公用語としてのスウェーデン語とはほとんど係わりなく暮らしていた人々であった。フィンランドにおけるフィンランド語とスウェーデン語の関係は、このようにフィンランドの社会・文化に長らく内包されてきた二重性を反映し、（国籍の問題ではなく）文化的にフィンランド人であることを指す文化アイデンティティは、フィンランド語かスウェーデン語かという第一言語の差異に注目するのではなく、むしろ、第一義的には共通のフィンランド文化・生活様式を分かち継承する者としての文化共同体の意識によって裏付けされていると考えられる。

フィンランド人であるという文化アイデンティティが、フィンランド語かスウェーデン語かいずれを第一言語とするかという差異を超えて成立し得ることは、前述の文化アイデンティティについての柔軟な理解とも合致している。多層化を固く拒む芯のようなものでない限り、文化アイデンティティには拡大化・多層化の可能性が大きいにある。にもかかわらず、文化アイデンティティが狭義の国民文化の脱構築ではなく、同質化・単純化・閉鎖を強調する国粹主義的な文化論の視点からのみ語られがちであるとすれば、そのような言説は、無意識的・意識的に文化アイデンティティへの理解を制限していることになる。

戦後期においてもフィンランド文化やフィンランド人を固有特殊とみなす言説がフィンランドで跡絶えることがなかったのは何故であろうか。一つには、80年代前半まで長年にわたり、フィンランドでは、二つの公用語以外を第一言語とするいわゆる外国人の定住者の数が増加しなかつたため、日常生活において異文化との遭遇する機会も限られていたことが、フィンランド社会に同質性・均質性の外見を与え、フィンランド文化の純粹性・特殊性の言説が維持された可能性が考えられる。また、長らく冷戦の影響下にあって、フィンランドは地理的にはヨーロッパの辺境に位置し政治的にも東西ブロックの狭間にあり東欧とみなされることさえあり、外国人を開放的に受け入れるイメージもなかつたとされる (Nieminen & Ruotsalainen 1997, p. 26)。労働力の面では、フィンランドは、第二次世界大戦後、ベビーブームによって豊富な若年労働力が確保されたため、隣国スウェーデンなどのように労働力として外国人を受け入れる必要はなかつた (*ibid.*)。フィンランドの国内労働力供給は、60年代から70年代にかけてとくに豊富で、当時は余剰労働力がスウェーデンへと移動した。

情報やメディアも文化状況を反映する重要な目安であるが、80年代末までは国営放送がテレビ・ラジオ放送をほとんど独占し、新聞や雑誌も内容面・言語面でバラエティには乏しい状況にある。フィンランドのマス・メディアの言語状況は、二つの公用語を公平に扱うという官製バイリンガリズムの要請には応えているが、人口ボリュームの限界から経済性の採算の制約もあってか多文化主義のリーダーシップを取るには至っていない。それでも、公の文化政策によって、各種文化・学術団体の機関誌や学会誌の発行、公営劇場や映画制作への財政援助など、フィンランド語またはスウェーデン語のいずれかの公用語による文化活動は、国の助成なくしては成り立たないほどに大きな支援を受けている。したがって、単に人口の少なさを文化政策上の多文化主義への自明の限界とみなすことは不適当であろう。文化政策の今後の課題は、国の文化政策が「国家」や「国民」という枠組みを越えて内なる国際化としての多文化主義に貢献するに至るか否かという点にある。

90年代のヨーロッパ統合の進展とともに、フィンランド国内のフィンランド文化論・フィンランド人論は、統合ヨーロッパのアイデンティティへの適応という新たな局面を迎えている。マーストリッヒト条約の原則のもとでの人的移動の自由化が進む中、人的交流面での国際化は、フィンランドから外部へ向けての人的移動だけでなく外部からフィンランドへの人の流れでもある。フィンランドは95年1月1日より欧州連合EUに正式加盟したが、これに先立って実施された国民投票や加盟後の世論調査では、EU支持派が過半数を占めている⁽¹⁾。ただ、フィンランドがヨーロッパ統合に急速に追い付いて行った背景としては、80年代末以降の冷戦体制の終焉を看過することはできない。このようにフィンランドを取り巻く国際環境が大きく変化を遂げて行ったのと同時に、フィンランド人論はヨーロッパ人論との遭遇という新たな段階に達し

ている。フィンランド人論と統合ヨーロッパとが概念的には反発し合うかあるいは調和を見い出すかは、後者が経済統合に加えて文化統合においてどのように展開していくか、また、人的移動の自由化がどのような効果や問題をもたらすかといった点にかかっていると考えられる。

フィンランドのエスニック・グループ

フィンランドにおけるエスニック・グループを言語と軸としてとらえれば、多数派のフィンランド語系フィンランド人に対して数の上での少数派として、スウェーデン語系フィンランド人、ロマニー（旧称ジブシー）、ラップランド地方の原住民サーメ（旧称ラップ人）、ユダヤ系、タタール系などすでに長期にわたってフィンランドに存在してきたいわゆる伝統的な少数派グループのほか、昨今増加傾向にある個人的動機による移民、国際条約に基く難民が指摘できる。これら少数派エスニック・グループは、それぞれの社会統合の程度、歴史的背景や法律制度上のステータスの違いから、1つのカテゴリーとして論じることは不適切である。昨今の移民や難民の状況については既に述べたが、その他のグループの特徴については以下のように概説できる。

スウェーデン語系フィンランド人は、今や全人口の約5.5%にとどまっているが、歴史的事情からスウェーデン語は第二公用語として法的地位を保障されており、社会生活上はフィンランド語系多数派と平等の地位を享受している。現在のスウェーデン語系フィンランド人は、先に述べたように、実質的には大半がフィンランド語とスウェーデン語とのバイリンガルであるが、スウェーデン語の使用権は、教育・社会福祉を含む公文書・公共サービス一般、テレビ・ラジオ放送、新聞などでの保障・確立されている。たとえば、フィンランドで公務員として働くには原則的に二つの公用語の言語能力の証明書が要件とされているほか、公共放送（国営YleisTV/Radio）が依然として主流を占めるテレビ・ラジオでは少数派公用語スウェーデン語による番組が多々提供されている。フィンランドのバイリンガリズムは、フィンランド語とスウェーデン語にそれぞれに公用語として対等の地位を保障し、こうした言語政策の実現には公共部門が強力なイニシアティブを発揮している。

実際、20世紀初めから今日にかけて、時を経るにつれ、スウェーデン語を第一言語として登録するフィンランド人の数は減少し続け、近年では二重公用語政策についても見直しの声が聞かれるようになっている。二重公用語政策は、とくに教育制度において堅持されてきたが、從来からの二重公用語主義と英語などに重点を移すべきとする実用主義との政策論争はまだ決着に至っていない。この政策論争を長引かせてきた要因の一つに、内政上、スウェーデン人民党という政党が小規模ながらもしばしば与党政党として連合内閣に参加しさまざまな政治的取り引きを巧みに利用しつつ二重公用語政策の維持を主張し続けてきたことも指摘できる。

サーメはラップランド地方の先住民であり、現在の国家単位からすればノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ロシアの4カ国に分散している（Grönfors 1992, pp. 124-126 参照）。近年の法制度改訂による「公用でのサーメ語の使用に関する法律」（1991年）を通じてサーメ語の社会的・文化的地位は改善の方向にある。同法ではサーメ人とは、当人またはその両親や祖父母の少なくとも1人がサーメ語を第1言語として習得していることを前提として、自分自身をサーメ人とみなす者を指す（第2条）。第一言語がサーメ語であると自己登録した者は1,726人（1995年）であるが、範疇を言語に限定しなければフィンランド国内のサーメ人口は

約 4,000 人近いと推定され、サーメ語そのものも地域差により一層細分化されグループ内の統合が進まない傾向にある。

ロマニーは約 6,000~7,000 人がフィンランド国内に、3,000 人がスウェーデンにそれぞれ在住していると推定されている。現在のロマニーは、約千年前にインドから異動したロマニー語を第一言語とする人々の子孫であり、16 世紀中葉に主にスウェーデン経由でフィンランドに到来した⁽¹⁸⁾。今日、フィンランドのロマニーはフィンランド語を第一言語とするが、グロンフォッシュ(1992, pp. 120-122) は「多数派からは許容されてはいても対等の社会メンバーとして受容されるには至らず、一般にロマニーの文化・生活様式への多数派の関心は薄い」と指摘している。ロマニーと多数派フィンランド人のつながりでは宗教団体が主要な地位を占めてきた一方で、ロマニーへの宗教慈善活動は概して多数派への文化的統合を目的とし、ロマニーは多数派の寛容・保護監督の対象として扱われる傾向にあった。社会福祉・医療サービスではロマニーは多数派と平等待遇を受けているが、ロマニーに特有な家族主義的でしばしば移動をともなう生活様式や所得・健康・教育水準の低さについての情報不足が公共部門とロマニーの間のコミュニケーション問題とされている。公のレベルでは、ロマニー問題評議会が国の唯一の組織として、このマイノリティー・グループの福祉の増進と改善のための提言作成、言葉と文化を中心にロマニー少数派人権保障に取り組んでいる⁽¹⁹⁾。

ユダヤ系フィンランド人は、フィンランドではユダヤ教を軸とする約 1,000 人程度の少数グループである。1850 年代には 300 人程度であったのが 1870 年には 700 人にまで増えたが、よりよい人権保障を求めてフィンランドからさらにスウェーデンへ移住した者も少なくなかった。1880 年代のロシア帝国内でのユダヤ人迫害の影響で、ユダヤ系フィンランド人の数も再び増加に転じ 1910 年代後半には 1,000 人近くに達した。冬戦争・継続戦争中にはヴィーピリ市(旧フィンランド領)から約 300 人のユダヤ人がフィンランドへと移り、戦後期には大きな変動はみられない。ユダヤ人移民とその子孫に対して、フィンランド国籍に基く市民権が認められるようになったのはフィンランド独立直後の 18 年であり、それ以前には職業や居住地についての制限が課せられていた。ロシア大公国時代の法制度の影響は大きく 40 年代でもユダヤ人の 4 分の 3 は商業部門の仕事に従事していたとされる。(Grönfors 1992, pp. 126-127 参照)

ユダヤ系フィンランド人については、フィンランド社会への適応とユダヤ系フィンランド人コミュニティへの帰属から二重のアイデンティティが一般的とされ、さらにスウェーデン語系フィンランド人のグループへの帰属という三重のアイデンティティを指摘できる場合もある。ユダヤ系フィンランド人コミュニティは、フィンランドの多数派グループへの融合を懸念しなければならない状況にあり、文化・宗教の拠点としてのシナゴーグ(ヘルシンキやトゥルクなど)のほか、ユダヤ人学校はこの少数グループにとっての教育保障であるだけでなく文化アイデンティティの維持にとりわけ大きな意味を持っている。(ibid.)

タタール系フィンランド人は、元来ノブゴロド地方出身でロシア帝政時代(1809-1917 年)にロシア軍のフィンランド駐留を通じて到来し、現在の人口は約 900 人と推定されている。フィンランドのタタール人はイスラム教徒であり、すでに 1830 年にフィンランドで最初のイスラム教協会が設立され、1963 年以降はフィンランド・イスラム教教区としてタタール系フィンランド人グループの宗教上の拠り所がヘルシンキ・タンペレ・トゥルクの主要都市で維持されている。タタール系フィンランド人の大多数は今日でも商業、とりわけ毛皮、じゅうたんや織維

の売買で生活の糧を得ているほか、教育分野でも活躍している(*ibid.*, p. 127)。ユダヤ系フィンランド人の場合と同様、タタール系フィンランド人は多数派フィンランド人中流階層とほとんど区別がつかないまでに適応が進んでいる。タタール系フィンランド人独自の言語は現トルコ領北部地方の一言語であり、文学の伝統もあり、この独自の言語が第一言語として習得されるのが常である。タタール人学校は 1969 年に生徒数不足のために閉鎖されてしまったが、現在では主に夏季キャンプ活動を通じて言語・文化の維持に努めている。

さらに、エスニシティの概念を構成する文化的な要素として言語と宗教とはいずれも重要な要素であるが、とくに宗教に注目すれば、フィンランドで生まれ育ちフィンランド語を第一言語とする多数派フィンランド人の中に、ギリシャ正教徒の宗教的マイノリティ・グループを見い出すことができる。元来、スウェーデン王国からのフィンランド入植はキリスト教伝道とともに進行し、西方のノブゴロドからのギリシャ正教の伝道と競争関係にあり、東西のキリスト教の一遭遇点がフィンランドであった。結局フィンランドはスウェーデン王国領として公式の宗教はスウェーデン本国の教会に代表され、カトリック教から宗教改革を経てルーテル福音教へと変遷を経験した。このため今日でもフィンランドの代表的な宗教はルーテル福音教会であり、依然として国教としての地位を維持している。ギリシャ正教に属する宗教的マイノリティは婚姻などを通じて多数派に吸収される傾向にあるが、フィンランドのギリシャ正教会はルーテル福音教会に次いで準国教として扱われている。96 年末統計では、ルーテル福音教会の所属登録者は 4,396,823 人、ギリシャ正教会は 54,019 人であった⁽²⁰⁾。

以上のように、フィンランドでは、人数の上でも言語・宗教を含む社会生活において多数派フィンランド人に拮抗しうるような少数派の存在は希薄である。このため、総人口 510 万人余りの小国において、多数派の文化的均質性・純粹性を信奉する民族主義的なフィンランド人論の幻想がほとんど疑問視されないという文化的な状況が維持され易かったと考えられる。自国内では多数派であっても、一個人として国境を越えればしばしば少数派へと立場が逆転せざるを得ないことからすれば、一定の社会状況下での多数派意識は逆説的である。しかし、フィンランド人論の拡大解釈は、社会福祉の歴史では健常者多数派グループの視点に基く優性保護思想や人種差別、一部の研究者の他文化・外部世界に対する閉鎖性という形で見い出される。

強制不妊問題とフィンランド

フィンランドでは優性保護が議論されたのは 30 年代からで、35 年に国会で可決された各種の社会福祉関連法の中には強制不妊に関する法律が含まれていた。同法自体は簡潔であったが、当時の政府は、この法律の根拠として一部の国民への強制不妊は文化民族の滅亡を阻止する上で不可欠であるという見解を示していた (Rahikainen 1995)。優性保護思想に基く強制不妊政策は、とくに戦前期スウェーデンなどでも制度化されており、フィンランドは、当時他のヨーロッパからの影響によって強制不妊政策の正当性を受け入れたと考えられる。M. ヒルによれば、国家のために国民の健康を気遣うという国家利益を優先する考え方は、ドイツなど中欧で 19 世紀末から今世紀 40 年代半ば頃まで有力であり、人種的優越性の形態と国家は最も壮健な国民の確保によって強化されるという社会ダーウィニズム的な見解に基いていたとされる⁽²¹⁾。

ところで、97 年半ばには、北欧で国家のイニシアティブで社会福祉の一環として過去に実施された強制不妊が国際的に報道され、国家権力の濫用による社会的弱者への基本的人権侵害の

スキャンダルとして紹介された。強制不妊を受けた者はスウェーデンで 6 万人、デンマーク 6 千人、ノルウェー 4 万人の合計 10 万余、このうち 90% が女性であったとされ、これら北欧諸国では優性保護法の導入はドイツでヒトラーが精神障害者の強制不妊を制度化したよりも早く、デンマークで 29 年、ノルウェー 34 年、スウェーデン 35 年であった (Smith & Zaremba 1997)。優性保護法の制定に先立って、スウェーデンの政府審議会は、「弱者と身寄りのない者へのケアは一層向上した。この段階からすれば、自分自身や他人にとって重荷になるにちがいないような個人の誕生を防止することは大きな飛躍ではない」という提案を示していた (ibid.)。

スウェーデンでの 6 万人におよぶ強制不妊の事実とこれら被害者の多くが国から補償金を支給されていたことは、スウェーデン国内ではすでに 80 年代の半ばからマスメディアが報じており、1990 年代に入りスウェーデンのラジオ・ドキュメント番組『淘冶されたスウェーデン人たち』を通じてさらに広く知られるところとなった (Virtanen 1997)。97 年にこの情報は当初スウェーデンの主要日刊紙 *Dagens Nyheter* に掲載され、さらに英語圏のマスメディアを通じて世界（日本を含む）に広く知られるところとなった。しかし、ジャーナリズムが好奇心の矛先を向けたのは主にスウェーデンであり、北欧諸国を一まとめに扱うことは不適切である。また、報道の焦点が強制不妊の被害者の基本的人権侵害におかれたのは当然であるが、個人の生活に強権的に介入する福祉国家の影の部分が専ら強調されがちでもある。個人の基本的人権と国家権力による強制不妊という対立の図式のみでは、たとえば、スウェーデンで強制不妊が第二次世界大戦後の 60 年代にも積極的に継続されたことへの説明は十分ではない。スウェーデンで 30 年代に行なわれた強制不妊と 60 年代の強制不妊の質の変化については、さらなる解明を待たなければならないであろう。

優性思想が、スウェーデンや他の北欧諸国を含む欧米社会に大きな影響をおよぼしたのは 30 年代であった。イギリスの F. ガルトン卿 (1822-1922) は、良い誕生を意味する "eugenics" という言葉を造り、習得された特性が遺伝することを証明しようとして実験を重ねた。同時代 19 世紀後半には人の頭蓋骨が研究されたように、当時は脳の大きさが知能や人格に直接影響するという見解が支持を集めていた⁽¹⁾。より良い人種の存在を信奉するこの優性思想が、当時の欧米で支持された背景には、19 世紀から 20 世紀初頭にかけて学問としての人種論や社会ダウニズムの影響があり、スウェーデンやフィンランドなど北欧諸国もこの例外ではなかった。

フィンランドでも 34 年から 55 年にかけて強制不妊が実施されたが、実際に強制不妊を受けた者は 1,461 人（大多数が女性）でスウェーデンに比べれば小規模であった⁽²⁾。フィンランド・タンペレ大学の歴史学教授 M. ヒエタラは、「スウェーデンでは 30 年代末には年間 1,000 人余のペースで強制不妊が実施されていた」が、「スウェーデンとフィンランドの基本的な違いは、フィンランドでは強制不妊には二名の医師の診断書と医療庁の許可が必要であった点にある」として、フィンランドでは強制不妊の実施にはかなりの慎重を期する手続きを要したことと指摘している⁽³⁾。さらに、ヒエタラは、「強力な管理というフィンランド社会の伝統が、スウェーデンの場合には明らかに作用したと考えられる恣意性を防止した」との見解を示している (Aittokoski 1997)。フィンランドの強制不妊制度は 70 年に撤廃されている。

フィンランドの新聞報道では、制度上の相違とは別の見方も次の一節のように紹介されている。「フィンランド人の多くは、典型的なスウェーデン人の若者について明瞭なイメージを抱

いているようだ。彼／彼女は長身でスリムであるがとくに個性的というわけではない。健康と揺らぎのない国民的な自負心が当然のことのようにその青い眼に輝いている。フィンランド人はこのような自負心にわずかにふれるだけでも苛立つ。社会的価値が低いとみられる女性に対する強制不妊が暴露されたことで、外見の理想に醜悪な影がさし、自明の自負心もこわばる」(Huhta 1997)。この記事を執筆したフィンランド人ジャーナリスト K. フフタは、強制不妊に関する報道によって、スウェーデンに対する相反する心情を表わしている。「世界のマスメディアでは強制不妊は北欧の現象として語られている」(ibid.) という記述は、フィンランドはスウェーデンほど強制不妊で大量の犠牲者を出さなかつたにもかかわらず、北欧という大雑把なカテゴリー化によってフィンランドもスウェーデンと混同されるリスクへの懸念を示されている。実際、日本でも「福祉国家として知られる北欧諸国が 1970 年代まで、社会的弱者に強制的に不妊手術をしていたことが昨年、世界的に注目を集めた」と報道されている(朝日新聞 1998 年 4 月 22 日)。

さらに、「何人かの識者が言うようにフィンランドにとってスウェーデンとの根本的な相違はスウェーデンの方が機能効率の高い社会であった」(朝日新聞前出) ことに大量の強制不妊に一つの説明を求める点に、フィンランド在住のフィンランド人が隣国スウェーデン社会へと投げかける視線に折り混ざっている屈折が読み取れる。結論からすれば、フフタの見解は、「フィンランドの制度の方が恣意性を排除する上ではスウェーデンの場合よりも効率的であった」と示唆するヒエタラ教授の説明とは反対の立場にある。

フィンランドとスウェーデンの相違をめぐる上述の二つの議論は、それぞれ異なるアプローチと関心事項を表わしている。ヒエタラ教授が優性保護と福祉国家についての緻密な研究に基いて法制度上の手続きや社会制度の伝統を手堅く指摘しているのに対し、フフタ記者は、フィンランドで話題にのぼるスウェーデン人のエスニック・イメージ言説を出発点としている。したがって、フフタが記事の中で示そうとするフィンランドとスウェーデンの相違点はスウェーデン社会の効率の良さに絞られ、効率の良さと大量強制不妊とを結びつけることでスウェーデンの優等生イメージからマイナス要素を引き出すことを試みている。

フィンランドではスウェーデンが隣国であることから從来から何かにつけ比較・対比する傾向が強いが、当時すでに社会保障・社会福祉の制度が充実を遂げていたスウェーデン福祉国家の機能の高さが裏目に出たというフフタ(1994)のジャーナリストイックな記述は、スウェーデン福祉国家へのやっかみとも理解できよう。長らく平和を享受し早くから福祉国家が発展してきたスウェーデンは、度重なる戦争で苦い経験をし福祉国家建設への本格的な取り組みも遅かったフィンランドにとっては福祉制度のモデルとなる隣国であり文化・社会の発展において多大な影響を受けた元宗主国でもあった。フィンランドからスウェーデンに対する憧れ・羨望は一種の劣等感をも伴いながら、フィンランドのマスメディアの報道振りにも陰に陽に表現されている。ごく最近の別の新聞論調をみれば、唯一の全国紙ヘルシンギン・サノマットは、フィンランドの景気回復について、『フィンランドが国民生産でスウェーデンを上回った』と報じ、幾世紀にわたってフィンランドに対し常に経済的な優位を保ってきたスウェーデンを遂に追い越したとしている(Hjerpe & Mäkelä 1998)。このような文脈においてこそ、フフタ記者の論調はスウェーデンやスウェーデン人に関して同じようなイメージを分かち合う読者には共

感をもって迎えられ易い。しかし、こうした論調はイメージの再生産を助長するが、イメージそのものを批判的に見直す視点を提供するものではない。

フィンランド福祉国家論と優性保護思想：ヘイッキ・ヴァリス

優性保護思想とフィンランド福祉国家の関連で、ヘイッキ・ヴァリスはとくに興味深い事例を提供している。ヴァリスは、第二次世界大戦直後にヘルシンキ大学の社会政策教授に就任し、フィンランド福祉国家建設の積極的なリーダーとして貢献したことで今日までフィンランドではよく知られているが、民族純粋主義の信奉者でもあった (Grönfors 1992, p. 117)。ヴァリス教授の社会政策の教科書は、50 年代初めの大学教育で最もポピュラーであったが、次のような優性保護思想的な警告をも含んでいた。「たとえばフィンランドの状況を、人種がさまざまに混じり合いかつ人種混合から困難な社会問題が生じている他の中・南欧諸国に比べてみれば、我が民族の人種的均質性は大きな力とみなさなければならない。この民族の人種的均質性は全国的な統合と緊密性にとって貴重な支援である。人種的特徴が父から息子へ、世代から世代へと受け継がれていく間、国はこうした血統が弱められないようにしなければならない。そのため人種衛生の手段によって能力低下の危険性に対して戦わなければならない」 (Waris 1952)。

同書は、この引用箇所が当時支配的であった民族・人種概念を率直に表現している点で貴重な歴史的資料である。この箇所を含むヴァリス教授の著書は、もはやフィンランドの大学では社会政策論の教科書としては用いられていない。それでも、今日のフィンランドでは、人種・血統の純粋性への信奉を露呈し、とりわけ「人種衛生の手段」という表現でフィンランド福祉国家のためにフィンランド人種の純粋性の積極的な維持を提唱しているこの箇所を敢えて指摘し学術的な議論に掛けようとする者は、フィンランドのエスニック・マイノリティやナショナリズムへの問題意識の強いごく少数の研究者にすぎず、ヴァリス教授がフィンランドの社会政策研究に残した足跡は依然として高い評価を維持している。それにもかかわらず、ヴァリス教授が実直に表明した優性保護的な懸念は、「人種的均質性」の維持が必ずしも容易でなく、国家をあげての政策的な介入が必要であることを語っている点で、エスニシティと福祉国家の間の緊張を明確に示唆している。

人種的均質性を危うくしひいては国力の低下にもつながりかねない危険因子としての「他者」とは、人種差別のカテゴリーとしての外人や健常者カテゴリーに含まれない障害者のいぢれもを含み得る。実際、フィンランドで優性保護政策の対象となり強制不妊を受けた者は、何らかの障害や重度のアルコール中毒症を患うフィンランド人であった。したがって、非健常者のフィンランド人を実際の対象とする優性保護政策を正当化する際に、ヴァリス教授は、フィンランド人について健常者と非健常者という差異化に直接言及するのではなく、「人種がさまざまに混じり合いかつ人種混合から困難な社会問題が生じている他の中・南欧諸国」の事例を引きつつ人種混合（混血）のもたらす害悪や危険性を強調し国力増進のために純粋な血統の維持の必要性を説いたことになる。こうした異人種と非健常者をすり替えるレトリックがヴァリス教授にとってどの程度意図的であったかは現在知る由もない。健常者である多数派グループへの同一化に何らかの障壁がある点で外国人と障害者は、障壁の質の違いや個人差こそあるも

の、広義の社会的弱者でありうる。外国人と非健常者への偏見がいかに紙一重でありうるかがこの強制不妊に関する言説から明らかになる。

おわりに

今日でもフィンランドのエスニック・少数派グループは文字どおりの小人数グループであり、社会政策や社会福祉の研究においてもエスニック・マイノリティの存在そのものが看過されがちである。フィンランド福祉国家がフィンランド国民国家と同一視されつつ発展を遂げてきた経緯からすれば、フィンランドの社会政策・社会福祉論にフィンランド人以外の「他者」の視点を取り入れること自体、大多数の研究者の関心をほとんど集めてこなかった言って過言ではない。近年、フィンランドの社会政策・社会福祉論に新風を吹き込んだジェンダー研究者たちは、社会政策や社会福祉の教科書や研究業績の大半がフェミニズムやジェンダーの視点を欠落させていることについては意気盛んな批判を浴びせている。しかし、こうしたフェミニズム批判も、直ちにはエスニック・マイノリティへの視野を切り開くものではないようだ。フェミニズムの批判精神に影響を受けた研究者でさえも、多数派フィンランド人中心のエスノセントリックな視点をほとんど無批判に受け入れがちである。

しかし、EUに加盟したフィンランドは、かつてベビーブームが第二次世界大戦後の労働市場に豊富な若年労働力を保証した時代とはまったく異なる社会環境に置かれている。フィンランドでは戦後から今日までの約40年間で急速に人口の高齢化が進んでおり、長期的には青年人口の割合は今後漸減していくと予想されている。したがって、一見すれば外国人定住者もまた比較的少なく、あたかもフィンランド社会がグローバリゼーションとはほとんど無縁のような社会空間のように見えて、近い将来労働力市場で失業率が順調に回復していけば、グローバリゼーションが人口構造と労働市場の変化を通じてさらに直接にフィンランドに影響する可能性もある。

また、近年、多文化性・多文化主義という概念は、フィンランドの社会福祉サービスの開放性との関連でもようやく語られ始めようとしている(Taipale et al 1997 参照)。この背景としては、直接的にはフィンランドの欧州連合加盟の影響による人的移動の活性化によってフィンランド社会を取り巻く状況が大きく変化しつつあることが指摘できる。ただし、多文化性・多文化主義への社会的関心は多数派フィンランド人たちの間でも高まっているものの、このことが、従来からフィンランド社会に存在してきたエスニック・グループに対して多数派が関心を高めていることを直ちに意味するものでもない。また、フィンランドにおいて、グローバリゼーションにともなう市民概念の揺らぎの問題も、とくにフィンランド福祉社会の中心的課題として大きな社会的関心を集めることは至っていない。国際化や多文化主義が論じられる一方で、フィンランド人論を通じて再生産される一枚岩的なフィンランド国民文化観もまだ根強い。

本論の前半で論じたように、グローバリゼーションは相矛盾する運動や社会現象によって表象されることを特徴とし、単に、社会・経済生活の多様化や国際化、あるいは人的移動・交流の華やかな増大のみを意味するものではない。また、グローバリゼーションそのものに関する理論レベルでの議論は、実際のグローバリゼーションの進行状況を先取りするかたちで展開されがちである。このため、フィンランドの事例を通じても明らかのように、事例研究の議論と理論レベルでのグローバリゼーション議論との間には現実と理念とが速やかに噛み合わない違

和感も残る。しかし、EUが着手している市民概念の拡大化や地域コミュニティの役割・機能強化による脱一国主義化は、すでに実際に着手され進行しているグローバリゼーションの一端であり、今後もさらに試行錯誤を経て展開されるであろう。今日では、フィンランド社会は EURO 通貨統合をも含む EU 統合の一部となったが、フィンランド福祉国家の基盤としての一国主義的でフィンランド人論的な文化アイデンティティ理解が EU 統合とグローバリゼーションの影響下でどのように反応・変化していくかという点は、福祉国家と文化アイデンティティの関係の解明に今後も興味深い事例を提供し続けると考えられる。

註

1. こうした研究の一例として、Hasegawa & Hook (eds) (1998) は、日本の企業が低成長時代における経済のグローバリゼーションにいかに対応してきたかという点について、製造業部門を中心とする事例研究をもとに多角的に論議している。また、Hook (1996) は、国際政治経済の観点からアジアの地域化と日本の役割を論じている。
2. 「遠隔における作用」は原文では、*action at distance*。
3. 梶田 1996b, pp. 68-69 参照。
4. また、梶田 (ibid., pp. 70-71) は、「先進諸国と発展途上国とでは、多文化主義をめぐる問題状況が異なる」とも指摘し、国家統合の進展度によって多文化主義が必ずしも評価されずむしろナショナル・アイデンティティ確立への障害とみなされるとしている。しかし、先進諸国間でも状況は大きく異なり、「ナショナルな枠内において多文化主義がナショナルな目的に沿って意義付けられる」(ibid., p. 71) 点では、先進諸国と発展途上国の区別には結局大きな意味はないとも考えられる。
5. Brah 1992, pp. 142-143. さらに、文化的差異の議論については、Brah 1994 参照。
6. George & Taylor-Gooby (eds) 1996 参照。
7. 1990 年代には、フィンランドのみならずスウェーデン、デンマーク、ノルウェーといったスカンジナビア諸国でも、福祉行政のさらなる効率化との関連で自治体行政が改革・再検討の対象となつた。Lane 1997 参照。
8. 宮島 (1997, p. 26) によれば、欧州議会やその他の EU の交渉の場では各国政府代表が主要な役割を果たすが、政府よりは地域の代表が EU に対して直接に発言・はたらきかけを行なう必要性も増しており、今後さらに地域代表制の制度化が望まれている。
9. *Maastricht Treaty, Part Two: Citizenship of the Union, Article 8* による。この EU 圏内での EU 市民の自由通行・居住も実際には各加盟国の規定などから完全には実現に至っていない (European Commission 1997)。EU の掲げる理想とは裏腹に、市民生活のレベルで自由通行・居住がよりよく実現するためにはさらに時間がかかりそうだ。
10. たとえば、スウェーデンについては Hirdman 1992、フィンランドについては Anttonen et al. 1994 および Anttonen 1997 参照。
11. こうした論説については、Trinh 1995 および Brah 1992 等参照。
12. 戦後の日本文化論におけるナショナリズムの表象については青木 1990 参照。
13. Takahashi 1997, chapter 7 参照。
14. ただし、フィンランドでは福祉国家危機説が自国の問題として本格的に議論されたのは 90 年代前半の経済不況期である。
15. フィンランドにおける移民研究はフィンランドから国外への移民たちを主要な研究対象としているが、本稿ではフィンランドへの人口移動に焦点を絞る。
16. *Suomen tilastollinen vuosikirja 1997*, p. 121. このような難民申請者数の変動は、世界各地での難民発生状況やフィンランドの難民受け入れ状況についての風評など、さまざまな要因に左右されると考えられる。
17. フィンランドの EU 加盟に関する国民投票は 1994 年 10 月 16 日に実施され、結果は、加盟賛成 56.9% (1,620,726 票)、反対 43.1% (1,228,261 票) であった (*Suomen tilastollinen vuosikirja 1996*, p. 509)。
18. Koivukangas 1991, p. 62. 1637 年にスウェーデンのロマニーは、スウェーデン本国領からフィンランドへと追放されたとされる。ロマニーに対する社会的偏見・差別は根強く残っており異端少数派とされがちである。

19. ロマニー問題評議会のフィンランド語名は romaniasiaiin neuvottelukunta であるが、1990年までは mustalaisasiaiin neuvottelukunta（ジブシー問題評議会）という名称が用いられていた。
20. *Suomen tilastollinen vuosikirja 1997* 1998, p. 48。同時期のフィンランドの総人口は 5,132,300 人であり、これに占めるルーテル福音教徒の割合は 85.66%、ギリシャ正教徒は 1.05% である。
21. Hill 1996, p. 27. ナチス社会での医療社会政策について、米本昌平は、「ヒトラーは "われわれは人間を国有化するのだ" (Sozialisierung der Menschen) といった」ナチス思想のエッセンスを指摘している(米本 1996, p. 176)。優性保護思想・運動そのものはナチス・ヒトラーに限定されるものではなく、W. Herbert によれば、「1930 年代に欧米諸国を席巻した優性保護運動は、慣習化した犯罪を廃絶しようとする願望によっても火を注がれた」とされる (Herbert 1997)。
22. Virtanen 1997. Sir. Francis Galton のほかに、人間の頭蓋骨の研究の草分けとして、フランスの人類学者 P. Paul Broca やイタリアの Cesare Lombroso 等が活躍した。
23. Aittokoski 1997. Rahikainen (1995) によれば、「強制不妊に関する法律が実際に適用されたケースは 1945 年までに 560 件に留まった」とされる。
24. Marjatta Hietala 教授のこの発言は Aittokoski 1997 に引用されたもの。

引用文献

- Aittokoski, Heikki 1997 "Suomessa sama henki, mutta pakkosterilisaatioita vain 1400", *Helsingin Sanomat*, 25.08.1997 (<http://www.helsinginsanomat.fi/sbin/iarecord?NS-search-set=/3564/aaa002Qy064937&NS-doc-offset=1&>).
- Anttonen, Anneli & Henriksson, Lea & Nätkin, Ritva (eds) 1994 *Naisten hyvinvointivaltio*. Tampere: Vastapaino.
- Anttonen, Anneli 1997 *Feminismi ja sosiaalipoliittinen ja sosiaalipoliittinen avainkäsite*. Tampere: Tampere University Press.
- 青木 保 (Aoki Tamotsu) 1990 『日本文化論の変容。戦後日本の文化とアイデンティティ』中央公論社。
- 朝日新聞 1998 年 4 月 22 日 21 項 (家庭) 「『強制不妊』告発のサレンバ記者に聞く」。
- Brah, Avtar 1992 "Difference, Diversity and Differentiation", 'Race', *Culture and Difference*, Donald, James and Rattansi, Ali (eds). London: Sage publications with The Open University. pp. 126-145.
- Brah, Avtar 1994 *The Location of Culture*. London & New York: Routledge.
- 鄭 嘉惠 (Chon Yon-he) 1995 「グローバル・フェミニズムの可能性」(座談会: 鄭 嘉惠 & 岡 真理)『インパクション』No. 94, pp. 4-24.
- デキキス、ジョー (DeChicchis, Joseph) 1994 「多言語生活の実態 - グアテマラ、イタリア、フィンランドの例から」『新しい日本観・世界観にむかって。日本における言語と文化の多様性』ジョン・C・マーハ, 本名信行 (編著), 国際書院, pp. 55-69.
- Esping-Anderson, Gøsta 1997 "After the Golden Age? Welfare State Dilemmas in a Global Economy", *Welfare State in Transition. National Adaptations in Global Economies*, Esping-Anderson, Gøsta (ed). London: Sage publications, pp. 1-31.
- European Commission 1997 *Second report of the European Commission on Citizenship of the Union*. (http://europa.eu.int/search97/cgi/s97r_cgi?Action=View&VdkVgwKey=http%3A%2F%2Feuropa.eu.int%2Fcomm%2Fdg15%2Fen%2Fupdate%2Freport%2F

citen.htm&QueryZip=free+movement%2C%0D%0Anationality&ViewTemplate=EUR
OPA_view.htm)

Maastricht Treaty 1992 European Union (<http://europa.eu.int/en/record/mt>)

George, Vic & Taylor-Gooby, Peter (eds) 1996 *European Welfare Policy. Squaring the Welfare Circle*. Basingstoke & London: Macmillan.

Giddens, Anthony 1994 *Beyond Left and Right. The Future of Radical Politics*. Cambridge: Polity.

Grönfors, Martti 1992 "Yhtenäiskulttuuri ja vähemmistöt", *Suuri muutos - suomalaisen yhteiskunnan kehityspiirteitä*, Rahikainen, Marjatta (ed.). Vammala: Helsingin yliopisto, Lahden tutkimus- ja koulutuskeskus. pp. 116-130.

Hasegawa Harukiyo & Hook, Glenn D. (eds) 1998 *Japanese Business Management. Restructuring for Low Growth and Globalization*. Sheffield Centre for Japanese Studies/Routledge Series. London and New York: Routledge.

Herbert, Wray 1997 "Politics of Biology", *U.S. News & World Report*, April 21, 1997 (SIRS 1997 Mental Health).

Hill, Michael 1996 *Social Policy: A Comparative Analysis*. London: Prentice Hall Harvester Wheatsheaf.

Hirdman , Yvonne 1992 *Kontrakt i kris: om kvinnors plats i välfärdsstaten*. Stockholm: Carlsson.

Hjerpe, Reino & Mäkelä, Pekka 1998 "Suomen kansantuote ylitti Ruotsin", *Helsingin Sanomat* 15.04.1998 vieraskynä (<http://www.sanomat.fi>).

Hook, Glenn D 1996 "Japan and the Construction of Asia-Pacific", *Regionalism and World Order*, Gamble, Andrew & Payne, Anthony (eds). Basingstoke & London: Macmillan, pp. 169-206.

Huhta, Kari 1997 "Tyypillinen ruotsalainen", *Helsingin Sanomat* 29.8.1997 (<http://www.helsinginsanomat.fi/sbin/iarecord?NS-search-set=/35064/aaaa002YU0640d&NS-doc-offset=2&>)

Häikiö, Martti 1993a "Ruotsin asuttajat ja paluumuuttajat", *Suomalaisen tarina 4. Järjestelmien aika 1968-1990*, Itälä, Jaakko (päätoim.) Kirjayhtymä, Helsinki, pp. 24-25.

Häikiö, Martti 1993b "Merten taa", *Suomalaisen tarina 1. Heräämisen aika 1860-1900*, Itälä, Jaakko (päätoim.) Kirjayhtymä, Helsinki, pp. 86-87.

井上純一 (Inoue Jun'ichi) 1997 「トランスクナショナル時代の社会と国家 - 社会国家もしくは福祉国家の限界」『社会思想史研究』No. 21, 1997 (シンポジウム: 社会国家あるいは福祉国家の問題点), pp. 71-80.

梶田孝道 (Kajita Takamichi) 1996a 『国際社会学のパースペクティブ』東京大学出版会

梶田孝道 (Kajita Takamichi) 1996b 「『多文化主義』をめぐる論争点 - 概念の明確化のために」、初瀬龍平 (編著) 『エスニシティと多文化主義』同文館, pp. 67-101.

Koivukangas, Olavi 1991 "Suomessa vuosina 1975-1990 tapahtuneet muuttoliikeilmiöt ja tutkimustilanne", *Maassamuutto ja yhdentyvä Eurooppa. Muuttoliikesymposium 1990, Turku 19.-21.11.*, Koivukangas, Olavi & Narjus, Raimo & Virtanen, Timo (ed.).

- Siirtolaisuusinstituutti - Migrationsinstitutet, Siirtolaisuustutkimuksia A15, Turku. pp. 56-67.
- Lane, Jan-Erik 1997 "Public Sector Reform in the Nordic Countries", *Public Sector Reform. Rationale, Trends and Problems*, Lane, Jan-Erik (ed). London: SAGE Publications, pp. 188-208.
- ジョン・C・マーハ (Maher, John C.) 1992 「多言語性と多文化性」、中野秀一郎・今津孝次郎 (編) 『エスニシティの社会学。日本社会の民族的構成』世界思想社, pp. 146-159.
- 宮島喬 (Miyajima Takashi) 1997 『ヨーロッパ社会の試練。統合のなかの民族・地域問題』東京大学出版会
- Nieminen, Mauri & Ruotsalainen, Kaija 1997 "Ulkomaalaiset Suomessa", *Hyvinvointikatsaus* 3/1997, pp. 26-31.
- Pateman, Carol 1988 *Sexual Contract*. Cambridge: Polity Press.
- Rahikainen, Marjatta 1995 "Miten kansakunta pidetään puhtaana: rotuhygienia ja äänioikeuden epääminen", *Kansakunnat murroksessa. Globalisoitumisen ja äärioikeistolaistuminen haasteet*, Ahonen, Anne (ed). Rauhan- ja konfliktitutkimuskeskus. Tutkimuksia No. 60, 1995. Tampere: Yhteiskuntatieteiden tutkimuslaitos, Tampereen yliopisto, pp. 15-37.
- Smith, Alex Duval & Zaremba, Maciej 1997 "Eugenics scandal rocks Nordic States", *Guardian Weekly*, 31 August 1997 (<http://www.guardian.co.uk/gweekly/eugenics.html>)
- Suomen tilastollinen vuosikirja 1996*1997, Helsinki: Tilastokeskus.
- Suomen tilastollinen vuosikirja 1997*1998, Helsinki: Tilastokeskus.
- Takahashi Mutsuko 1997 *The Emergence of Welfare Society in Japan*. Aldershot: Avebury/Ashgate.
- Taipale, Vappu et al. (eds) 1997 *Sosiaali- ja terveydenhuollon perusteet*. Porvoo: WSOY. 2. painos.
- トリン・T・ミンハ (Trinh T. Minh-ha) 1995 『女性・ネイティヴ・他者。ポストコロニアリズムとフェミニズム』竹村和子訳、岩波書店 (Original work: *Woman, Native, Other. Writing Postcoloniality and Feminism* published by Indiana University Press, Bloomington in 1989)
- UNHCR 1998 "The World: Europe, Finland" (<http://www.unhcr.ch.>)
- 米本昌平 (Yonemoto Shôhei) 1996 「科学の言説と差別」、栗原彬 (編) 『講座 差別の社会学 第1巻 差別の社会理論』弘文堂、pp. 167-180.
- Virtanen, Matti 1997 "Ruotsin rodunjalostajien aate Britanniasta", *Helsingin Sanomat*, 31.08.1997 (<http://www.helsinginsanomat.fi/sbin/iarecord?NS-searchset=/35064/aaaa002Me0647ca&NS-doc-offset=1&>)
- Waris, Heikki 1952 *Suomalaisen yhteiskunnan rakenne*. 2. painos. Helsinki: Otava.